

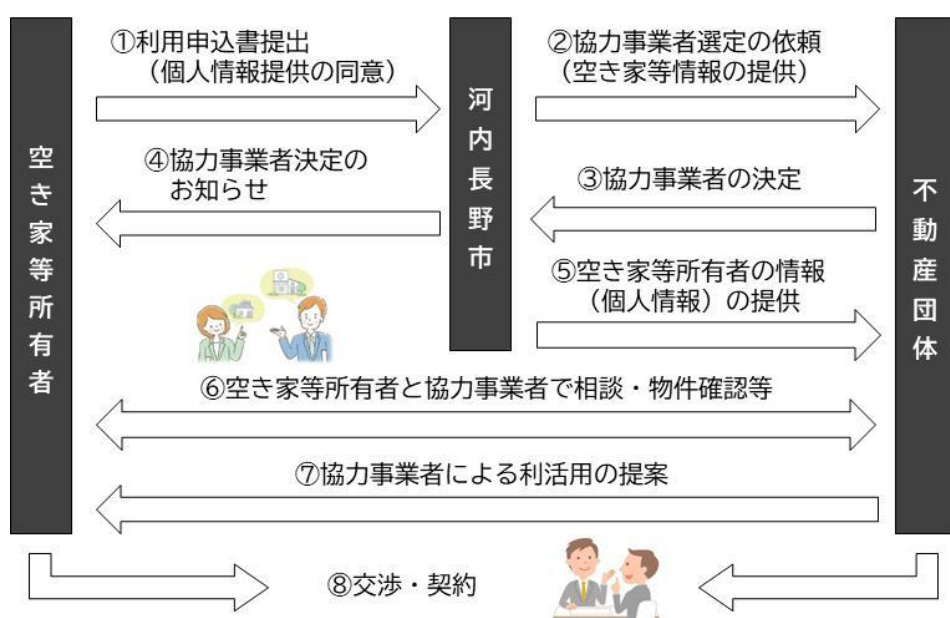
「空家等利活用支援業務にかかる協定」を締結 ～河内長野市空家等利活用支援制度がスタート～

河内長野市は、大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部並びに全日本不動産協会大阪府本部との「空家等利活用支援業務にかかる協定」を令和5年3月29日に締結します。

この協定は、空き家等の所有者と不動産事業者のマッチングを円滑に進め、実効性をもって空き家等の利活用を促進することで、適正な管理が行われない空き家等の発生を抑制することを目的としています。

本協定に基づき、令和5年4月3日からは「河内長野市空家等利活用支援制度」を開始し、市内に空き家・空き地を所有し利活用を考えている方からの相談等に応じていきます。

【空家等利活用支援制度の利用の流れ】



空き家・空き地の利活用でお困りの方！！

空き家の売却・賃貸方法を知りたい…

どの不動産屋にするか決められない…



【協定締結式】

令和5年3月29日（水）午後2時～、市役所3階 庁議室

出席者：河内長野市長 島田智明

大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部

支部長 東門幸一氏 ほか

全日本不動産協会大阪府本部

公益事業推進委員長 八木場正寛氏 ほか



問い合わせ

河内長野市 都市づくり部 都市計画課 住宅・空家対策係

☎0721-53-1111